入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成27年7月7日
支出負担行為担当官
近畿地方整備局長　森　　昌文
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　27
1　工事の概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　平城宮跡歴史公園平城宮跡展示館機械設備工事（電子入札対象案件）
⑶　工事場所　奈良県奈良市二条大路南３
⑷　工事内容　本工事は、平城宮跡歴史公園敷地内に平城宮跡の出土品の展示や宮跡のガイダンス、公園の総合的な利用案内等を行う拠点となる新築展示棟の機械設備工事及び付帯となる外構工事を行うものである。
展示館　鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）
地上２階建　延べ面積　6,756㎡
新築１棟
空気調和設備、換気設備、排煙設備、自動制御設備、衛生器具設備、給水設備、排水設備、給湯設備、消火設備、ガス設備各新設一式
⑸　工期　契約締結の日の翌日から平成29年７月31日まで
⑹　使用する主要な資機材　直だき吸収冷温水機２基、ユニット形空気調和機６台、雨水利用システム１式
⑺　本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式及び契約締結後に施工方法等の提案（総合評価に係る提案を除く。）を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。
⑻　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⑼　本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出及び入札を原則として電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。
⑽　本工事は、工事監理の効率化を目的として、「工事書類の簡素化」を行う試行工事である。
2　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　近畿地方整備局における暖冷房衛生設備工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
⑶　近畿地方整備局における暖冷房衛生設備工事に係る一般競争参加資格の認定の際に、客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,100点以上であること（上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,100点以上であること。）。
⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑸　平成12年度以降に元請として完成し、引き渡しが完了した下記１）及び２）の要件をすべて満たす新設の暖冷房衛生設備工事（工事種目についてのシステム一式工事）（発注者は問わない。民間実績も可とする。）の施工実績（以下「同種工事の実績」という。）を有すること（甲型共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての実績は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。また、建築一式工事及び事業協同組合構成員の実績は認められない。）。
１）建物規模及び用途　下記ａ）又はｂ）の規模及び用途
ａ）延べ面積（増築の場合は増築面積）
3,000㎡以上の美術館、博物館又は図書館
ｂ）延べ面積（増築の場合は増築面積）
3,000㎡以上の建築物において収蔵室、展示室、資料室、図書室、書庫又は閲覧室の合計面積が1,500㎡以上の建築物
２）工事種目　空気調和設備（冷水管又は冷温水管を有するもの）
なお、経常建設共同企業体（以下「経常ＪＶ」という。）にあっては、構成員のうちの１社が平成12年度以降に元請として完成し、引き渡しが完了した同種工事の実績を有するとともに、その他の構成員が、平成12年度以降に元請として完成し、引き渡しが完了した下記３）及び４）の要件を満たす新設の暖冷房衛生設備工事（工事種目についてのシステム一式工事）（発注者は問わない。民間実績も可とする。）の施工実績（以下「その他構成員の実績」という。）を有すること（甲型共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての実績は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。また、建築一式工事及び事業協同組合構成員の実績は認められない。）。
３）建物規模及び用途　下記ａ）又はｂ）の規模及び用途
ａ）延べ面積（増築の場合は増築面積）
1,000㎡以上の美術館、博物館又は図書館
ｂ）延べ面積（増築の場合は増築面積）
1,000㎡以上の建築物において収蔵室、展示室、資料室、図書室、書庫又は閲覧室の合計面積が500㎡以上の建築物
４）工事種目　空気調和設備（冷水管又は冷温水管を有するもの）
同種工事の実績及びその他構成員の実績が国土交通省が発注した工事のうち、入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
⑹　次に掲げる基準を満たす監理技術者又は主任技術者（以下「配置予定技術者」という。）を当該工事に専任で配置できること。
⑻　１級管工事施工管理技士又はこれらと同等以上の資格を有する者であること。
⑼　平成12年度以降に元請として完成し、引き渡しが完了した上記⑸３）及び４）の要件を満たす新設の暖冷房衛生設備工事（工事種目についてのシステム一式工事）（発注者は問わない。民間実績も可とする。）の経験（以下「同種工事の経験」という。）を有する者であること（甲型共同企業体構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての経験は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。また、建築一式工事の経験は認められない。）。ただし、明示した同種工事の経験に携わっていたことが確認できる工事に限る。
同種工事の経験が国土交通省の発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合は、工事成績評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
⑽　配置予定技術者が監理技術者の場合は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
⑾　配置予定技術者（及びその他構成員の配置予定技術者）については、直接的かつ恒常的な雇用関係（申請書及び資料の提出期限の日以前に３ヶ月以上の雇用関係）があること。
なお、経常ＪＶにあっては構成員のうちの１社が、上記⑻から⑾までの基準をすべて満たす配置予定技術者を当該工事に専任で配置できるとともに、その他の構成員も上記⑻及び⑾の基準を満たす主任技術者を当該工事に専任で配置できること。
また、申請書及び資料の提出時に配置予定技術者の候補者を特定できない場合は、複数の候補者とすることができるが、上記の基準を満たすことが確認できない候補者がいた場合は、その候補者以外の者を配置予定技術者とすることで競争参加資格を認めるものとする。